

広島県告示第八百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成二十五年広島県告示第五百八十九号で認可した上下都市計画下水道事業上下公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

府中市

二 都市計画事業の種類及び名称

上下都市計画下水道事業上下公共下水道

三 事業施行期間

平成元年三月十三日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし